

○法務省
厚生労働省 令第五号

出入国管理及び難民認定法及び外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律の一部を改正する法律（令和六年法律第六十号）の施行に伴い、並びに同法附則及び関係法律の規定に基づき、出入国管理及び難民認定法及び外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う法務省・厚生労働省関係省令の整備及び経過措置に関する省令を次のように定める。

令和七年九月三十日

法務大臣 鈴木 馨祐

厚生労働大臣 福岡 資麿

出入国管理及び難民認定法及び外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う法務省・厚生労働省関係省令の整備及び経過措置に関する省令

（外国人技能実習機構の財務及び会計に関する省令の一部改正）

第一条 外国人技能実習機構の財務及び会計に関する省令（平成二十八年 法務省 令第四号）の一部を次

のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定（題名を含む。次条において同じ。）の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定は、当該規定を改正後欄に掲げるもののように改める。

改正後	改正前
外国人育成就労機構の財務及び会計に関する 省令 （経理原則） 第一条 外国人育成就労機構（以下「機構」という。）は、機構の財政状態及び経営成績を明らかにするため、財産の増減及び異動並びに収益及び費	外国人技能実習機構の財務及び会計に関する 省令 （経理原則） 第一条 外国人技能実習機構（以下「機構」という。）は、機構の財政状態及び経営成績を明らかにするため、財産の増減及び異動並びに収益及び費

用をその発生の事実に基づいて経理しなければならない。

(予算の添付書類)

第六条 機構は、外国人の育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に関する法律（以下「法律」という。）第九十二条第一項前段の規定により予算について認可を受けようとするときは、申請書に次に掲げる書類を添付して法務大臣及び厚生労働大臣に提出しなければならない。

「一」三 略

2 「略」

用をその発生の事実に基づいて経理しなければならない。

(予算の添付書類)

第六条 機構は、外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（以下「法律」という。）第九十二条第一項前段の規定により予算について認可を受けようとするときは、申請書に次に掲げる書類を添付して法務大臣及び厚生労働大臣に提出しなければならない。

「一」三 同上

2 「同上」

(事業計画)

第十一条 法第九十二条第一項の事業計画には、次に掲げる事項に関する計画を記載しなければならない。

一 法第八十七条第一項第一号に規定する育成就
労に|関し|行う業務に関する事項

二 法第八十七条第二号に規定する育成就
労|外|国|人|からの相談に応じ、必要な情報の提供
、助言その他の援助を行う業務（次号に掲げる
業務に該当するものを除く。）に関する事項

三 法第八十七条第三号に規定する育成就
労|外|国|人|等が育成就労の対象となること又は育
成就|労|を継続することに資する業務に関する事

(事業計画)

第十一条 法第九十二条第一項の事業計画には、次に掲げる事項に関する計画を記載しなければならない。

一 法第八十七条第一号に規定する技能実習に|関
し|行う業務に関する事項

二 法第八十七条第二号に規定する技能実習生か
らの相談に応じ、必要な情報の提供、助言その
他の援助を行う業務（次号に掲げる業務に該当
するものを除く。）に関する事項

三 法第八十七条第三号に規定する技能実習を行
うことが困難となった技能実習生であって引き
続き技能実習を行うことを希望するものが技能

項	
2 〔略〕 備考 表中の「」の記載及びその標記部分に二重傍線を付した規定の当該標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	2 〔同上〕 〔四・五 同上〕 実習を行うことができるよう、技能実習生からの相談に応じ、必要な情報の提供、助言その他の援助を行うとともに、実習実施者、監理団体その他関係者に対する必要な指導及び助言を行う業務に関する事項
（外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部改正） 第二条 外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成二十九年 法 務 省 令 第 二 号）の一	

部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
外国人の育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に関する法律に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則	外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則
(趣旨) 第一条 民間事業者等が、外国人の育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に関する法律（平成二十八年法律第八十九号）に係る保存等を、	(趣旨) 第一条 民間事業者等が、外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成二十八年法律第八十九号）に係る保存等を、電磁

電磁的記録を使用して行う場合については、他の法律及び法律に基づく命令（告示を含む。）に特別の定めのある場合を除くほか、この省令の定めるところによる。

（法第三条第一項の主務省令で定める保存）

第三条 法第三条第一項の主務省令で定める保存は、外国人の育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に関する法律第二十条及び第四十一条の規定に基づく書面の保存とする。

（法第四条第一項の主務省令で定める作成）

第五条 法第四条第一項の主務省令で定める作成は

的記録を使用して行う場合については、他の法律及び法律に基づく命令（告示を含む。）に特別の定めのある場合を除くほか、この省令の定めるところによる。

（法第三条第一項の主務省令で定める保存）

第三条 法第三条第一項の主務省令で定める保存は、外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律第二十条及び第四十一条の規定に基づく書面の保存とする。

（法第四条第一項の主務省令で定める作成）

第五条 法第四条第一項の主務省令で定める作成は

、外国人の育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に関する法律第二十条及び第四十一条の規定に基づく書面の作成とする。

、外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律第二十条及び第四十一条の規定に基づく書面の作成とする。

（法務省・厚生労働省関係国家戦略特別区域法施行規則の一部改正）

第三条 法務省・厚生労働省関係国家戦略特別区域法施行規則（平成二十七年法務省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（令第十八条第四号ロの法務省令・厚生労働省令で定めるもの）	（令第十八条第四号ロの法務省令・厚生労働省令で定めるもの）
第一条 国家戦略特別区域法施行令（平成二十六年政令第九十九号。次条及び第三条において「令」	第一条 国家戦略特別区域法施行令（平成二十六年政令第九十九号。次条及び第三条において「令」

という。)第十八条第四号ロの出入国又は労働に
関する法律の規定であつて法務省令・厚生労働省
令で定めるものは、次のとおりとする。

「二〇十二 略」

十三 外国人の育成就労の適正な実施及び育成就
労外国人の保護に関する法律（平成二十八年法
律第八十九号）第八十八条、第九十条、第一百条
第一項、第一百一十一条及び第一百二十二条第一項の規
定並びにこれらの規定に係る同法第一百三十三条の
規定

十四 「略」

という。)第十八条第四号ロの出入国又は労働に
関する法律の規定であつて法務省令・厚生労働省
令で定めるものは、次のとおりとする。

「二〇十二 同上」

十三 外国人の技能実習の適正な実施及び技能実
習生の保護に関する法律（平成二十八年法律第
八十九号）第八十八条、第九十条、第一百条（同
法第四十四条に係る部分に限る。）、第一百一
条及び第一百二十二条（第十二号を除く。）の規定
並びにこれらの規定に係る同法第一百三十三条の規
定

十四 「同上」

備考 表中の「」の記載は注記である。

（引き続き技能実習を行わせることが適当である者）

第四条 出入国管理及び難民認定法及び外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）附則第九条第三項第二号の主務省令で定めるものは、改正法の施行の際現に、第二号企業単独型技能実習（改正法第二条の規定による改正前の外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成二十八年法律第八十九号。以下「技能実習法」という。）第二条第二項第二号に規定する第二号企業単独型技能実習をいう。）又は第二号団体監理型技能実習（技能実習法第二条第四項第二号に規定する第二号団体監理型技能実習をいう。）を一年以上行っている者とする。

（旧技能実習生を対象として育成就労を行わせることが相当である場合等）

第五条 改正法附則第十一条第一項ただし書の主務省令で定めるものは、次に掲げる場合に該当するものとする。

一 従前の技能実習計画（技能実習法第八条第一項に規定する技能実習計画をいう。以下同じ。）に定められていた技能実習（技能実習法第二条第一項に規定する技能実習をいう。以下同じ。）の目標に係る

技能検定（職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第四十四条第一項に規定する技能検定をいう。以下同じ。）若しくは技能実習評価試験（技能実習法第八条第二項第六号に規定する技能実習評価試験をいう。以下同じ。）と同一の試験又はこれらに相当する試験が、育成就労評価試験（改正法第二条の規定による改正後の外国人の育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に関する法律（平成二十八年法律第八十九号。以下「育成就労法」という。）第八条第三項第六号に規定する育成就労評価試験をいう。以下同じ。）として指定されていない場合

二 従前の技能実習計画に定められていた技能実習の内容に係る技能、技術又は知識が移行対象職種・作業（外国人の育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に関する法律施行規則（令和七年法務省・厚生労働省令第 号）による改正前の外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則（平成二十八年法務省・厚生労働省令第三号。以下「技能実習法施行規則」という。）第十条第二項第一号ロに規定する移行対象職種・作業をいう。以下同じ。）に係るものでない場合であつて、当該技能が育成就労産業分野（育成就労法第二条第二号に規定する育成就労産業分野をいう。）に属する技能と同一又はこれに相当するものでないとき

2 改正法附則第十一条第三項の規定により読み替えて適用される育成就労法第九条の三ただし書の主務省令で定めるやむを得ない事情は、次項に定める技能に該当しない技能を要する業務に従事することが育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護の観点から相当と認められることとする。

3 改正法附則第十一条第三項の規定により読み替えて適用される育成就労法第九条の三第三号イの主務省令で定める技能は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める技能とする。

一 従前の技能実習計画に定められていた技能実習の目標に係る技能検定若しくは技能実習評価試験又はこれらに相当する試験が育成就労の目標に係る試験として育成就労計画（育成就労法第八条第一項に規定する育成就労計画をいう。以下同じ。）に定められている場合 当該育成就労計画に定められている育成就労の目標に係る技能検定又は育成就労評価試験に係る技能

二 従前の技能実習計画に定められていた技能実習の内容に係る技能、技術又は知識が移行対象職種・作業に係るものでない場合であつて、当該技能が育成就労計画に定められている育成就労の内容に係る従事させる業務において要する技能と同一の技能又はこれに相当する技能であるとき 当該従事させる業務において要する技能

附 則

この省令は、改正法の施行の日（令和九年四月一日）から施行する。